17000	先天奇形，変形及び染色体異常	Q00－Q99
17100	神経系の先天奇形	Q00－Q07
17200	循環器系の先天奇形	Q20－Q28
17201	心臓の先天奇形	Q20－Q24
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25－Q28
17300	消化器系の先天奇形	Q35－Q45
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00－Q89 の残り
17500	染色体異常，他に分類されないもの	Q90－Q99
18000	症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00－R99
18100	老衰	R54
18200	乳幼児突然死症候群	R95
18300	その他の症状，徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00－R99 の残り
20000	傷病及び死亡の外因	V01－Y89
20100	不慮の事故	V01－X59
20101	交通事故	V01－V99
20102	転倒・転落・墜落	W00－W19
20103	不慮の溺死及び溺水	W65－W74
20104	不慮の窒息	W75－W84
20105	煙，火及び火炎への曝露	X00－X09
20106	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40－X49
20107	その他の不慮の事故	W00－X59 の残り
20200	自殺	X60－X84
20300	他殺	X85－Y09
20400	その他の外因	Y10－Y89
22000	特殊目的用コード	U00－U99
22100	重症急性呼吸器症候群［SARS］	U04
22200	その他の特殊目的用コード	U00－U99 の残り

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９４１号

神戸市北区緑町８丁目１番９－104号
債務者　山　　智也
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑原　　至
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８号

神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１－504号
債務者　中戸　信之
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号

兵庫県伊丹市森本２丁目33番地
債務者　松本正道こと　金　　正道
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０号

兵庫県姫路市書写1199番地３
債務者　上山　晶子（旧姓近都）
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５６６号

大阪府阪南市和泉鳥取1133番地の２
債務者　チバ・エィ・ディ建築事務所こと　千盤　昌弘
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８号

兵庫県尼崎市南塚口町８丁目16番25号
債務者　加茂　　努
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀若　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０１号

栃木県小山市大字下初田739番地１
債務者　大出　隆文
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　正富
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部